

暴力追放運動推進センターの代表者の変更

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更しようとする旨の届出があった。

令和七年五月二十七日

岡山県公安委員会

一 変更に係る事項

代表者を玉置明日夫から下野間豊に変更する。

二 変更しようとする年月日

令和七年五月二十八日